

1. 基本的な対応方針

- ① 感染力の強い変異株による感染が広がり、急拡大の危機が高まっていることから、警戒レベルを1, 2段引き上げて、感染防止対策を徹底する。
- ② 5月末まで、県外はもとより県内のまん延防止等重点措置対象地域等との不要不急の往来は自粛する。
- ③ 今後の感染動向、国・県の対策等を見ながら、社会経済活動の段階的回復を図る。
- ④ 市医師会、各医療機関と連携しながら、円滑なワクチン接種を推進する。
- ⑤ 地域の総力を結集して乗り越える。

2. 福島県新型コロナウイルス緊急特別対策と本市の厳重警戒体制の強化

福島県においては、5月31日(月)まで、自分自身と大切な方の命を守るための5月として、「福島県新型コロナウイルス緊急特別対策」を実施しております。

本市においても、感染力の強い変異株が広がり、新たなクラスターが発生するなど感染急拡大の危機が高まっており、県の緊急特別対策と協調しながら、警戒レベルを1, 2段引き上げて、感染防止対策をさらに徹底する必要があります。

このため、以下の内容について市民の皆さま、事業者の皆さまにお願いするものです。

【市民の皆さまへ特にお願ひしたいこと】

- ① マスクなしの会話、大人数で飲食を伴う懇親会や会合は止めてください。
- ② マスクは不織布など飛散・侵入防止効果が高いものをしっかり着用してください。
- ③ これまで以上に、手洗い・消毒をこまめに、人と人との間隔も広めにとってください。
- ④ 学校活動やクラブ活動等での感染防止対策の徹底をお願いします。懇親会など活動後の感染リスクの高い交流は控えてください。
- ⑤ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えてください。
- ⑥ 県外との不要不急の往来、県内の感染拡大地域への不要不急の往来は自粛してください。
- ⑦ ⑥の地域からの来訪者と接触する場合も、感染防止に細心の注意を払ってください。
- ⑧ 体調に異変を感じたら、医療機関に早めに相談・受診してください。

3. クラスター防止対策の強化

(1) 高齢者施設等での対策強化

- ・ 高齢者施設、障がい者施設、児童施設に対し、留意点を示し、対策強化を要請
- ・ 高齢者施設への手袋の供給
- ・ 高齢者・障がい者（児）施設職員対象の検査相談
- ・ 高齢者・障がい者入所施設従事者を対象とした PCR 検査の実施
- ・ 障がい者グループホームに対する巡回指導

5. 市有施設の利用及びイベント等の取扱い

市有施設の利用及びイベントにおける人数制限等については、現在の国・県の基準と同様の基準で、適切に対応することを基本とします。

(1) 市有施設の利用

今後も感染防止対策を徹底するとともに、施設の利用状況に応じ、適宜制限等を行います。

※利用人数の上限については、下記のイベント等の取扱いを参照

(2) イベント等の取扱い（6月末まで延長）

業種別ガイドラインの遵守を前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、人数上限については、収容人数1万人超の場合は、収容人数の50%以内とし、収容人数1万人以下の場合は、5千人が上限となります。

また、収容率は50%以内が基本となりますが、大声での歓声・声援等がないクラシック音楽コンサート、演劇等の収容率については、収容人数の100%以内となります。

人数上限と収容率については、どちらか小さい方が限度となります。

【イベント開催時の必要な感染防止策】

- ① マスク常時着用の担保
- ② 大声を出さないことの担保
- ③ 手洗、消毒、換気
- ④ 密集の回避（入退場や休憩時間における三密の回避）
- ⑤ 身体的距離の確保
- ⑥ 飲食の制限
- ⑦ 参加者の制限（有症状者の入場防止）
- ⑧ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止として、接触確認アプリの利用等）
- ⑨ 演者の行動管理（有症状者は出演・練習を控える）
- ⑩ イベント前後の行動管理（交通機関・飲食店等の分散利用）
- ⑪ ガイドライン遵守の旨の公表

6. 学校における感染拡大防止対策の徹底について

県教育委員会より、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を、感染リスクが高い学習活動の停止などを含む“レベル2”に引き上げる旨の通知がありましたので、下記の対応をするものとします。

①感染リスクが高い学習活動の停止

②部活動においては、各種大会への参加は可能とするが、対外試合及び合同練習は停止

③宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能

7. 市の新型コロナウイルス緊急支援等の実施

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、児童扶養手当を受給する世帯や、収入が基準以下に減少している世帯に対し、生活支援特別給付金を支給します。

① 低所得のひとり親世帯

【対象者】

- ア. 令和3年4月分の児童扶養手当受給対象の方（申請不要）
- イ. 年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない方（申請必要）
- ウ. 新型コロナの影響で家計が急変し、児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方（申請必要）

【給付額】

児童1人当たり5万円

【支給開始日及び申請受付】

- ・対象者アの方は4月28日に手当を支給
- ・対象者イ・ウの方は5月10日から申請受付開始

② ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯（ふたり親世帯）

現在、国において別途支給方法を検討中のため、制度が決定次第、早期に対応します。

8. [参考] 福島県新型コロナウイルス緊急特別対策⇒別添資料参照

緊急特別対策期間 5月8日(土)～5月31日(月)

(1) 県民の皆様へのお願い

- ① 県境をまたぐ不要不急の往来は控えてください。
- ② 県内の感染拡大地域への不要不急の往来は控えてください。
- ③ 飲食は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と。

(2) 施設管理者・事業者の皆様へのお願い

- ① 医療機関、高齢者・障がい（児）者施設
感染防止対策に見落としがないか、改めて確認
感染拡大が見られる地域に所在する施設の職員等にPCR検査の実施
- ② 大学・専門学校
感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底
- ③ 小・中・高等学校等
感染リスクの高い学習活動や宿泊を伴う学校行事を控えるなど、感染防止対策の徹底
- ④ 飲食店等
業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底
- ⑤ 企業
テレワークやウェブ会議などを活用して外出機会の縮減

令和3年度福島県新型コロナウイルス緊急特別対策

令和3年5月7日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

県内の状況

- 4月の新規感染者数が過去最多の887人 5月は6日間で309人
- 過去最多の感染者数を更新（5月6日 71人）
- 従来株よりも感染しやすいと指摘される変異株も県内で確認され拡大傾向
- 病床使用率は7割に迫る高水準

医療提供体制は
危機的状況

人の流れを抑える



飲食時の感染リスクを抑える

緊急特別 対策期間

5月8日（土）～ 5月31日（月）
～自分自身と大切な方の命を守るための5月～

県民の皆さまへのお願い

- 県境をまたぐ不要不急の往来を控えてください。
- 県内の感染拡大地域への不要不急の往来は控えてください。
- 飲食は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と。

施設管理者・事業者の皆さまへのお願い

○医療機関、高齢者・障害者（児）施設

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。

感染拡大が見られる地域に所在する施設の職員等にPCR検査を実施しま

すので活用をお願いします。

○大学・専門学校

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。

○小・中・高等学校

感染リスクの高い学習活動や宿泊を伴う学校行事を控えるなど、感染防止対策の徹底をお願いします。

○飲食店等

業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

○企業

テレワークやウェブ会議などを活用して外出機会の縮減をお願いします。